

第184回平塚市都市計画審議会会議録

- 1 日 時 令和6年1月26日（金） 15時00分～16時45分
- 2 場 所 平塚市役所本館 619会議室
- 3 出席委員 11名
杉本 洋文、数田 俊樹、五十嵐 豊、小泉 春雄、
佐々木 健充、鈴木 秀一、尾上 達也、城川 隆、中浦 渡、
笠 佳孝（代理 打田 和秀）、近藤 充志（代理 川名 基義）
- 4 欠席委員 4名
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策課長 平田 勲
都市計画担当
課長代理 古部 永二郎
主 査 石上 晃
主 任 畠山 美紗子
まちづくり政策担当
課長代理 曾我 生郎
主 事 松塚 創
- 6 会議の成立 委員の2分の1以上の出席を得ており、平塚市都市計画審議会
条例第6条第2項の規定により、会議は成立していることを報告。
- 7 傍聴者 2名
- 8 議 事
(1) 審議案件
- ・議案第252号 平塚都市計画道路の変更 3・3・3号八王子平塚停車場線
(神奈川県決定)
 - ・議案第253号 平塚都市計画道路の変更 3・4・9号倉見大神線
(神奈川県決定)
 - ・議案第254号 平塚都市計画道路の変更 3・4・10号ツインシティ大神線
(平塚市決定)
 - ・議案第255号 平塚都市計画用途地域の変更 (平塚市決定)
 - ・議案第256号 平塚都市計画防火地域及び準防火地域の変更 (平塚市決定)

- ・議案第257号 平塚都市計画地区計画の変更 ツインシティ大神地区地区計画
(平塚市決定)

(2) 報告案件

- ・都市計画道路東浅間大島線及び伊勢原大神線等の変更・決定について
- ・都市計画下水道相模川流域下水道寒川平塚幹線の変更について

【審議会開会】 15時00分

(会 長)

事務局から定足数に達しているとの報告がありました。それでは、ただいまから第184回平塚市都市計画審議会を開会いたします。

先程、司会からもお話がありましたとおり、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づき、公開での審議となりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議の傍聴を希望しておられる方は2名です。それでは、会議を始めますので、傍聴者を入場させてください。

本日の会議を傍聴される皆さんに申し上げます。さきほど事務局からお渡しした「傍聴者の遵守事項」をお守りください。遵守事項が守られない場合、平塚市都市計画審議会傍聴要領にしたがいまして、退場していただくことがありますのでご承知おきください。

なお、平塚市都市計画審議会条例施行規則第4条第2項の規定にしたがいまして、本日の審議会の議事録署名人を、わたくしと小泉春雄委員といたしますのでご了承願います。

それでは、お手元の次第、議事(1)審議案件でございます、「議案第252号平塚都市計画道路の変更3・3・3号八王子平塚停車場線(神奈川県決定)」、「議案第253号平塚都市計画道路の変更3・4・9号倉見大神線(神奈川県決定)」、「議案第254号平塚都市計画道路の変更3・4・10号ツインシティ大神線(平塚市決定)」、「議案第255号平塚都市計画用途地域の変更(平塚市決定)」、「議案第256号平塚都市計画防火地域及び準防火地域の変更(平塚市決定)」及び「議案第257号平塚都市計画地区計画の変更ツインシティ大神地区地区計画(平塚市決定)」について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、これより「ツインシティ大神地区に係る都市計画変更について」説明させていただきます。

ツインシティ大神地区は、「平塚市都市マスタープラン」に掲げる、本市の北の核として、平成27年8月に市街化区域への編入を行い、倉見大神線等の都市計画道路や、用途地域、地区計画等の都市計画決定を行っております。本日は、都市計画道路と関連する用途地域等の都市計画変更について、ご説明させていただきます。

本日の審議案件です。議案第252号と253号は、神奈川県決定案件となります。平塚都市計画道路の変更3・3・3号八王子平塚停車場線と3・4・9号倉見大神線です。

また、議案第254号から257号は、平塚市の決定案件となります。順番に、都市計画道路の変更3・4・10号ツインシティ大神線、用途地域の変更、防火地域及び準防火地域の変更、地区計画の変更です。

本日の説明は、「都市計画変更の経過について」、「都市計画変更の概要について」

て」、「都市計画変更の案について」最後に、「今後の都市計画手続きについて」の順にご説明させていただきます。

はじめに、「都市計画変更の経過について」です。

ツインシティ大神地区は、平成27年8月に、市街化区域への編入を行う区域区分や都市計画道路等の変更・決定と併せて、土地区画整理事業の組合設立認可を行い、現在、事業が実施されています。その後、ツインシティ大神地区周辺の湘南都市圏において、新東名高速道路や圏央道等の広域道路ネットワークの開通、立地企業の進展などによる交通需要が変化したことから、今回、都市計画の変更を行うことといたしました。令和5年1月に、都市計画変更に係る説明会の開催、令和5年2月に、本市の都市計画審議会への報告後、県決定案件については、県へ市案の申し出を行いました。

その後、令和5年4月には、県素案の閲覧と市原案の縦覧を2週間行っております。

また、令和5年4月に、国道129号と県道410号の道路区域の変更が行われ、これに併せて都市計画道路区域の一部修正について、令和5年7月に、本市の都市計画審議会にて報告させていただいております。

その後、令和5年10月に大神・吉蔭地区の住居表示の変更を踏まえて、令和5年11月に県案の縦覧と市案の縦覧を2週間行っております。そして、本日の都市計画審議会で、都市計画の変更案件についてご審議していただくものです。

続いて、都市計画変更に係る説明会等についてです。

都市計画変更説明会を令和5年1月22日の14時から大神公民館にて開催し、出席者は43人でした。

主なご意見については、事業を進めていく上で、地域住民の意見をしっかり聞いてほしいといった内容で、都市計画手続きを進めていくことについてのご意見はございませんでした。

次に、倉見大神線等の県素案の閲覧、ツインシティ大神線等の市原案の縦覧については、令和5年4月10日から5月1日の期間で実施し、県素案及び市原案に対する公述の申し出はございませんでしたので、公聴会を中止といたしました。

また、地区計画原案に対する意見書についても提出もございませんでした。

そして、県案及び市案の縦覧について、令和5年11月14日から11月28日の期間で実施し、それぞれ意見書の提出はございませんでした。

なお、今回の都市計画の変更手続きに入るにあたり、ツインシティ大神地区事業地内においては、事業者であります土地区画整理組合との情報共有を十分に図り、また、土地区画整理事業地外の関係地権者の方々に対しましても、神奈川県と平塚市の関係部署で、事前に変更内容のご説明を行うなど、ご理解をいただきながら進めてさせていただいております。

続いて、現在のまちづくりの状況です。

左側が平成27年11月26日時点、右側が令和5年5月22日時点の航空写真となります。赤く囲われた範囲が、「ツインシティ大神地区」の施行区域です。

現在の進捗ですが、倉見大神線、ツインシティ大神線など道路の開通とともに、順

次、物流施設や地区中央の大型商業施設の開業などの土地利用が図られ、令和4年度末時点の土地区画整理事業の事業費ベースの進捗率は91%となっております。

続きまして、「都市計画変更の概要について」ご説明させていただきます。

はじめに、今回変更を行う都市計画の位置関係についてです。

図面は、平成27年8月に決定された現行の都市計画道路などの内容をお示ししています。こちらが、都市計画道路倉見大神線です。こちらが、トランジットセンターを含むツインシティ大神線です。こちらが、交流型情報ステーションを含む国道129号の八王子平塚停車場線です。また、令和3年3月には、藤沢市湘南台から、国道129号までの区間について、「県道410号（湘南台大神）」として、一般4車線の県道の認定が告示されました。

次に、都市計画道路倉見大神線とこれに関連するツインシティ大神線について、順に主な変更点をご説明いたします。

はじめに、倉見大神線の車線構成に関してです。

上段の現行の都市計画では、一般交通部2車線と、公共交通部2車線、総幅員24.1mで決定していますが、こちらを下段のとおり、一般交通部のみの4車線、総幅員25mとして変更するものです。

なお、公共交通部を廃止いたしますが、一般交通部の4車線化により、交通の円滑化が図られますので、公共交通の通行には支障がないものとして、今回の変更をいたします。

次に、道路の区域についてです。

現行の都市計画としましては、緑色でお示ししている一般交通部は、国道129号を起点として、（仮称）ツインシティ橋を経由し、県道46号（相模原茅ヶ崎）に到着する計画です。

一方で、紫色でお示ししている公共交通部は、トランジットセンターを起点として、ツインシティ橋を経由するところまでは一般交通部と同じですが、その先は、県道46号をオーバーパスして、新幹線新駅の北口交通広場に到着させようというものでした。

そこで、今回の変更内容としましては、倉見大神線を一般交通部のみの4車線に変更し、県道46号との交差形状については、この4車線全てを平面で接続する計画となります。

続いて、ツインシティ大神線の変更内容です。

トランジットセンター付近を拡大して、ご説明します。こちらは、現行の都市計画図となりますが、あらためまして、こちらが、倉見大神線の一般交通部、こちらが、公共交通部、こちらが、都市計画道路 ツインシティ大神線となります。また、ツインシティ大神線には、面積約7,000㎡のトランジットセンターが併せて決定されています。このトランジットセンターは、紫色でお示ししている倉見大神線の公共交通部と、オレンジ色のツインシティ大神線との往来ができる一方で、緑色でお示ししている倉見大神線の一般交通部との往来は想定しておりませんでした。

そこで、本箇所につきましては、今回の4車線化の変更に合わせまして、トランジ

ットセンターの面積を7割程度の約4,600㎡に縮小するとともに、ツインシティ大神線の終点を倉見大神線まで延伸することにより、平面交差箇所を追加することとしました。

これによって、倉見大神線とツインシティ大神線の一般交通部の往来ができるようになります。

以上が、都市計画道路倉見大神線とツインシティ大神線の主な変更内容となります。

次に、都市計画道路八王子平塚停車場線の変更概要について、ご説明します。

該当箇所は、赤色でお示ししております交流型情報ステーションとなります。交流型情報ステーションの機能としましては、大型車駐車場や小型車駐車場、トイレ、休憩・情報発信施設を配置する計画です。

当初、公共交通の動線については、交流型情報ステーションと、トランジットモールを通る計画としていたことから、公共交通の接続道路を含めて、面積、8,500㎡で都市計画決定されていましたが、公共交通の動線を倉見大神線へ振り替え、施設のレイアウトを再検討した結果、面積を4,700㎡に変更することとしております。

なお、変更後も、国道129号の休憩施設として必要な機能は確保されます。

続いて、用途地域、防火地域及び準防火地域、地区計画の変更概要について、ご説明します。

こちらは、倉見大神線の拡幅による道路中心線の変更に伴い、用途地域等の区域界を変更するものです。スライドには、影響範囲である倉見大神線の国道129号からツインシティ大神線までの区間を示しています。

まず、黄色の線は、現行の道路区域であり、中央の破線は、道路中心線を示しています。

次に、赤色の線は、変更後の道路区域であり、中央の赤破線は、変更後の道路中心線です。倉見大神線の幅員の拡幅に伴い、道路中心線が南側に移動しますので、道路中心を区域界とする用途地域、防火地域及び準防火地域、地区計画の区域にも変更が生じます。

続いて、地区計画の変更概要をご説明します。

改めまして、地区計画とは、都市計画道路や用途地域等の都市計画を補完し、良好な市街地環境を形成するため、地区区分ごとの土地利用の方針、建築用途、植栽帯や緑道の配置、建築物や壁面位置の制限等を定めているものです。

変更内容は、大きく2つ、「トランジットモールの機能変更」と「産業地区4の植栽帯及び壁面位置の変更」を行います。

まず、トランジットモールの機能変更についてです。当初「一般車両の通行を抑制し、バス等の公共交通機関が通行できる歩行者用道路」として位置づけておりましたが、倉見大神線の変更に伴い、公共交通の動線をトランジットモールから倉見大神線へ振り替えを行いますので、今回の変更では、「地域の賑わいを創出する歩行者等の通路」として地区計画の方針に位置付けるものとします。

なお、変更後においても、地区のシンボルとして、当初の考え方と同様の位置付けとなります。

次に、産業地区4の変更です。変更の経緯としましては、事業者である土地区画整理組合からの申し入れを受け、土地区画整理事業の換地計画を進めていく上で、一部、小規模な土地利用への対応が必要となったことから、植栽帯や壁面位置に関する事項の一部を変更するものです。

はじめに、壁面位置の制限の変更概要からご説明します。赤枠で囲んでいる箇所になりますが、使用収益開始時や換地処分時の面積が、産業地区4の基準である2,000㎡を下回る敷地においては、壁面線を緩和できるというものです。

具体的には、2号壁面線の5m以上を、3号壁面線の2m以上に緩和できるというものです。

そして、植栽帯につきましても、先ほどの壁面線の緩和に合せた植栽帯を配置できるという規定を追加します。使用収益開始時や換地処分時に、面積の基準を下回る敷地においては、植栽帯5mを壁面線に応じた幅に緩和できるというものです。

以上が、今回の都市計画変更の概要となります。

続きまして、「都市計画変更の案について」ご説明します。ここからは、これまでの説明内容を踏まえて、案件ごとに都市計画の変更に係る法定図書についてご説明します。事前に送付しました資料と対応するものです。

なお、法定図書の内容につきましては、神奈川県との協議を行った上で示させていただきます。

まず、神奈川県のご決定案件でございます、都市計画道路の八王子平塚停車場線と倉見大神線の都市計画図書の内容をご説明します。

はじめに、議案第252号です。議案書の1ページから8ページになります。

なお、議案書の添付図面は、法定図書を縮小したもので文字が見えづらいと思いますので、スライドをご覧くださいと思います。

こちらは総括図です。赤線で示しているのが、八王子平塚停車場線の位置になります。起点は国道1号との交差点部の平塚市宮松町地内で、終点は厚木市との行政界の平塚市大神八丁目地内となります。

続いて、計画図です。現在の都市計画道路の区域は黄色の区域となります。休憩施設である交流型情報ステーションの面積は8,500㎡です。それを、変更後は赤色の区域とし、面積を4,700㎡に変更します。また、道路区域の変更に伴い、倉見大神線やツインシティ大神線との交差点隅切り部の区域を変更します。

続いて、新旧対照表です。上段が新、下段が旧となります。変更箇所には、赤下線を引いております。主な変更内容を赤枠で囲みます。休憩施設の面積の標記について、8,500㎡から、4,700㎡に変更します。そのほか、起点・終点について、住居表示の変更による標記の変更を行います。

続いて、理由書になります。前半部分には、「都市計画の位置」と「上位計画の位置付け」を記載しております。後半の赤字下線部の変更理由です。「今回、3・4・9号倉見大神線の都市計画変更に伴い、ツインシティ大神地区内の公共交通の動線について見直した結果、本路線の休憩施設における公共交通の動線としての機能が不要となったことから、休憩施設として必要な規模を改めて検討し、その区域を変更する

もの」です。また、「国道129号の道路の区域の変更に伴い、隅切り部の区域を変更するものです」としております。

次に、議案第253号です。議案書の9ページから16ページになります。赤線で示しているのが、倉見大神線の位置となります。起点は寒川町との行政界である平塚市大神字上堤外地内で、終点は国道129号との交差点部の平塚市大神八丁目地内となります。

続いて、計画図です。現在の都市計画道路の区域は黄色の区域となります。

そして、変更後は赤色の区域となり、道路の代表幅員を18.5mから25mに変更します。

また、八王子平塚停車場線と同様、道路区域の変更に伴い、八王子平塚停車場線やツインシティ大神線との交差点隅切り部の区域を変更します。

続いて、新旧対照表です。主な変更内容を赤枠で囲みます。車線の数について、2車線から4車線へ、代表幅員を18.5mから25mに変更します。また、幅員の変更により、路線番号を「3・4・9号」から「3・3・10号」に変更します。そのほか、起点・終点について、住居表示の変更による標記の変更を行います。

続いて、理由書になります。前半部分には、「都市計画の位置」と「上位計画の位置付け」を記載しております。後半の赤字下線部の変更理由です。「今回、県央・湘南都市圏における東西方向の道路網の強化を図るために本路線が4車線の幹線道路網の一部を構成することとなり、これに合わせて平塚市大神地区と寒川町倉見地区を連絡する公共交通部の運用を再検討し、事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、道路構造の見直しが必要となったことから、本路線の区域、車線の数及び幅員を変更し、名称を3・3・10号倉見大神線に改めるものです」としております。

次に、都市計画道路ツインシティ大神線等、平塚市の決定案件の都市計画図書の内容をご説明します。

議案第254号です。議案書の17ページから24ページになります。赤線で示しているのが、ツインシティ大神線の位置になります。起点は倉見大神線との接続部で平塚市大神八丁目地内、終点は八王子平塚停車場線との接続部で平塚市大神六丁目地内となります。

続いて、計画図です。現在の都市計画道路の区域は黄色の区域となります。

そして、変更後は赤色の区域となります。区域の変更区間としまして、倉見大神線との接続や、交差点隅切り部の変更に伴い、起点、終点の位置が変更となりますので、延長について、750mから850mに変更します。さらに、交通広場であるランジットセンターの面積を、7,000㎡から4,600㎡に変更します。

続いて、新旧対照表です。主な変更内容を赤枠で囲みます。延長については、倉見大神線との接続により、750mから、850mに変更します。

また、交通広場の面積については、7,000㎡から、4,600㎡に変更します。そのほか、起点・終点について、住居表示の変更による標記の変更を行います。

続いて、理由書になります。前半部分には、「都市計画の位置」と「上位計画の位置付け」を記載しております。後半の赤字下線部の変更理由です。「今回、当地区を

横断する3・4・9号倉見大神線の計画変更に伴い、周辺幹線道路の交通需要の変化への対応や、当地区における公共交通の動線の見直しを行うため、3・4・10号ツインシティ大神線を本案のとおり変更するもの」です。また、「国道129号及び県道410号（湘南台大神）の道路区域の変更に伴い、3・4・10号ツインシティ大神線の隅切り部の区域を変更するものです」としております。

次に、議案第255号です。議案書の25ページから33ページになります。赤色の線で示しているのが、用途地域の変更箇所です。位置は、平塚市大神八丁目地内となります。

続いて、計画図です。変更後の区域を赤で示しています。倉見大神線の道路中心線の変更により、用途地域の区域界を変更します。ピンク色の近隣商業地域の約0.1haを、紫色の準工業地域へ、うすだいたい色の第二種住居地域の約0.1haを、紫色の準工業地域へ変更となります。その他、土地区画整理事業の事業計画の変更により、区画道路の位置を変更した箇所として、うすだいたい色の第二種住居地域から黄色の第一種住居地域へ、同じ黄色の第一種住居地域から紫色の準工業地域への変更を行います。

なお、面積の増減が小さく、0.0haの表示となっています。

続いて、新旧対照表です。変更箇所に赤下線を引いております。変更箇所を抜粋したスライドで、ご説明します。こちらは、変更箇所を抜粋したものです。今回、用途地域の面積を変更するのは、第二種住居地域であり、5.5haから5.4haに変更します。

なお、その他の用途地域の面積は、数値の表示単位が整数止めとなりますので、変更が生じない結果となっております。

続いて、理由書になります。前半部分には、「上位計画の位置付け」を記載しており、後半の赤字下線部になります。「今回、当地区を横断する3・4・9号倉見大神線の計画変更に伴い、用途地域の区域界に変更が生じることから、用途地域を本案のとおり変更するものです」としております。

次に、議案第256号です。議案書の34ページから42ページになります。赤色の線で示しているのが、準防火地域の変更箇所です。位置は、平塚市大神八丁目地内となります。

続いて、計画図です。変更後の区域を赤で示しています。倉見大神線や区画道路の道路中心線の変更により、準防火地域の約0.2haを無指定に変更します。

続いて、新旧対照表です。変更箇所に赤下線を引いておりますが、今回、準防火地域について、約0.2haの面積の減少であり、数値の表示単位が整数止めとなりますので、変更が生じない結果となります。

続いて、理由書になります。前半部分には、「上位計画の位置付け」を記載しており、後半の赤字下線部になります。「今回、当地区を横断する3・4・9号倉見大神線の計画変更に伴い、用途地域の変更に併せて、「平塚市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき防火地域及び準防火地域を本案のとおり変更するもの」としております。

最後に、議案第257号についてご説明します。議案書の43ページから61ページになります。位置については、赤枠で示している、ツインシティ大神地区土地区画整理事業の施行区域が地区計画の区域となります。

続いて、計画図です。こちらは、地区施設の区画道路や植栽帯、緑道を示した図です。主な変更内容は、倉見大神線の区域の変更や、土地区画整理事業の事業計画変更による区画道路の位置の変更に伴い、道路中心線が変更となったことから、地区計画の地区区分の境界についても変更するものです。変更箇所は、赤枠で囲んでいる箇所であり、地区区分の面積の変更と、隣接する植栽帯や緑道の位置を変更します。

先ほどの図面の南側の区域です。こちらも区画道路の中心線の変更により、地区区分の境界線の位置を変更します。

続いて、こちらの計画図は、先ほどの地区施設とは別に、壁面の位置の制限を示した図面となります。先ほどと同様に変更箇所を赤枠で囲んでおります。地区区分の境界の変更とともに、隣接する壁面線の規定を追加変更するものであり、後ほど、新旧対照表でご説明させていただきます。

先ほどの図面と同様、南側の区域です。こちらも区画道路の中心線の変更により、地区区分の境界線の位置を変更します。

続いて、計画書の変更内容です。変更箇所は赤の下線部です。位置の標記については、住居表示の施行に伴い、「平塚市大神五丁目、大神六丁目、大神七丁目及び大神八丁目」に変更します。

続いて、「地区施設の整備方針」の変更箇所です。公共交通の動線の見直しに伴い、旧の「一般車両の通行を抑制し、バス等の公共交通機関が通行できる歩行者用道路」の箇所については、新の「地域の賑わいを創出する歩行者等の通路」に変更します。

続いて、「地区の区分」の変更箇所です。先ほど計画図でご説明のとおり、倉見大神線や区画道路の道路中心線の変更に伴う、地区区分界の変更により、産業地区1、2、4と、複合地区1、2の面積を変更します。

続いて、「地区施設の配置及び規模」の変更箇所です。ただし書きに植栽帯に関する内容を追加します。今回、産業地区4において、換地計画による小規模土地利用に対応するため、植栽帯の緩和規定を追加します。

続いて、「壁面線の位置の制限」の変更内容です。先ほどの植栽帯の説明と同様、産業地区4において、換地計画による小規模土地利用に対応するため、壁面線の緩和規定を追加します。

続いて、地区計画の理由書になります。前半部分には、「上位計画の位置付け」を記載しており、後半の赤字下線部になりますが、「今回、当地区を横断する3・4・9号倉見大神線の計画変更や土地区画整理事業の事業計画との整合を図るため、地区計画を本案のとおり変更するものです」としております。

都市計画の案についての説明は、以上となります。

最後に、「今後の都市計画手続きの流れについて」ご説明します。

まず、本日の都市計画審議会でご審議頂いた後は、県決定案件について、令和6年1月31日に開催予定の神奈川県都市計画審議会での審議や国関係機関との法定協議

が県で進められ、県決定案件と市決定案件を同時に都市計画決定・変更告示を今年度末に予定しております。

以上で、議案第252号から議案第257号の説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会 長)

事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

(委 員)

今話を聞くと、議案第252号、第253号の決定は神奈川県決定であり、我々の意見で決められるものではないんですね。

(事務局)

決定権者は神奈川県ですが、都市計画の区域が平塚市域となっておりますので、手続きの中で、市の都市計画審議会でのご意見をいただくことになっております。今回、事業の進捗による変更でございますので、当初の目的から大きな変更はございません。

(委 員)

平塚市決定の4つの案件では、議案第252号、第253号から波及をしている案件であり、そこがしっかりしていれば、あとは当然平塚市が責任を持ってやっていると思いますので、どうこう言う気はありません。

最初の3・3・3号八王子平塚停車場線の変更で、公共交通部がもともとあったものを一般道路4車線にするというところが大きな変更と思いますが、最初は、このようなデータに基づいて、公共交通部を別とされていたことが、何か別のデータを取り直したら、一般道路4車線にした方が良いという判断をされたその根拠となるデータはどこにありますかというのを伺いたいです。

(事務局)

倉見大神線の変更に関しましては、周辺道路を含め、交通量の将来推計を出しております。公共交通の定時性、速達性の確認も行っている中で、新幹線新駅の倉見のまちづくりが実現した時の将来交通量が1日当たり約24,000台と確認しております。4車線の道路が48,000台を許容できることとなっておりますので、大きく下回っております。したがって、公共交通自体も4車線の道路で受容できるという確認をしているところです。

(委員)

もともと決めたことから変わるということは、従来の前提条件に対して、ちゃんとデータに基づいた変更があったからこうなったというのを伺いたいです。また、仮に新幹線の駅ができるできないの話は、市民ははるか先のように感じているので、それが大きな影響を与えているならいかなものかなと思っています。

新幹線の駅ができることに越したことはないのですが、今あるものをしっかりとやっていただきたいです。

(会長)

最初のツインシティの委員をやっていたので、承知をしているのですが、公共交通の2車線専用通路がありましたよね。新幹線新駅ができたときに、どうしても駅ができる寒川の方がメインとなってしまいます。平塚のほうで新幹線に乗ろうと思うとタクシーなどを利用しないといけないこともあって、駅前の広場を平塚側にも設けないといけなくなってしまいます。

そうすると、一般道路を経由して、バス等で向かい、渋滞にはまると定時につくことができません。当時、神奈川県も公共交通の専用道路にしておけば、渋滞もなくスムーズに時間どおりにつくのをイメージして、専用道路を計画し、県道と着地しないでそのまま駅前広場まで行けるようにして、一般の道路との交差をなくす計画としないと、駅の利便性が悪くなるので、それで承認をされていました。

それ以降、やはり2車線の橋では渋滞するということで、4車線の道路の交通量が大きいため、公共交通の専用道路をやめても、例えば1車線をバス優先とすることも想定した運用も考えて、4車線にするのではないのでしょうか。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

そうしたら逆に新幹線の駅ができようが、むしろできなくても、とても良い交通量を確保できるということですね。

(会長)

今も市内から行ってターミナル（トランジットセンター）を使い降ろしていますし、また橋ができれば渡ることができます。そうすると公共交通機関としては、ターミナルを使ってすべてのお客さんを降ろすという形になるので、もっと利便性が上がると思います。

(委員)

多くの方が、小田原と新横浜の間に新幹線の駅ができることは難しいと考えているのではないのでしょうか。

(会 長)

新幹線の駅ができるという部分では、リニアが開通すると普通の新幹線はローカル線になります。新横浜から小田原までの間が、東京から新大阪までの駅間距離の中で二番目に長く、新横浜から小田原までの間に駅があってもいいくらいです。そういう意味でも、ツインシティぐらいの場所に駅を作ることで、駅間距離が短くなり、利便性も上がりますし、ローカル線になることで、新幹線の需要が減るので、停まる場所を一つ増やしても問題はなくなります。また、東海道本線はさらにローカル線になり、そのぐらい大きく変わる可能性があります。大神のほうに新幹線の駅ができることで、平塚にとって、とても大きな変化が起きるかもしれません。

(委 員)

倉見という駅名はもう決まっているのですか。

(会 長)

名前はなかなか寒川の人気持ちもありますので、平塚だけの意見というのは難しいと思いますが、新しい駅なので、新しい名前をつけるのはいいかもしれないですね。これは市議会の委員さんに頑張ってくださいたいですね。

(会 長)

よろしいでしょうか。

他に意見が無いようですので、ここで採決いたしたいと思います。神奈川県決定である「議案第252号」及び「議案第253号」の議案2件につきまして、原案通りに同意することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(会長)

「ご異議なし」ということですので、「議案第252号 平塚都市計画道路の変更 3・3・3号八王子平塚停車場線（神奈川県決定）」及び「議案第253号 平塚都市計画道路の変更 3・4・9号倉見大神線（神奈川県決定）」は原案に同意する旨を神奈川県に回答いたします。

(会長)

次に平塚市決定である「議案第254号」、「議案第255号」、「議案第256号」及び「議案第257号」の議案4件につきましては、原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(会長)

「ご異議なし」ということですので、平塚市決定である「議案第254号 平塚都市計画道路の変更 3・4・10号ツインシティ大神線（平塚市決定）」、「議案第255号 平塚都市計画用途地域の変更（平塚市決定）」、「議案第256号 平塚都市計画防火地域及び準防火地域の変更（平塚市決定）」及び「議案第257号 平塚都市計画地区計画の変更 ツインシティ大神地区地区計画（平塚市決定）」は原案どおり決定いたしました。

なお、議決決定に関する答申書の作成につきましては、会長に一任させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(会長)

それではここでの答申書の作成を省略させていただき、答申書の写しは、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

(会長)

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、議事(2) 報告案件の1つ目であり、「都市計画道路東浅間大島線及び伊勢原大神線等の変更・決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「都市計画道路東浅間大島線及び伊勢原大神線等の都市計画変更・決定について」、ご説明します。

都市計画の案件は、5つございます。都市計画道路について、東浅間大島線と、これに関連して変更を行う伊勢原藤沢線、そして、新たに都市計画道路として定める伊勢原大神線と、これに関連して変更を行う八王子平塚停車場線とツインシティ大神地区地区計画が対象となります。

位置につきましては、右側の図面をご覧ください。また、お手元の資料を併せてご覧ください。こちらは、平塚市の北東部、伊勢原市や厚木市と隣接する、大島、吉際、大神などの地域をお示ししています。周辺の幹線道路の状況としまして、南北方向に国道129号と、東西方向には、県道44号伊勢原藤沢線と、県道22号横浜伊勢原線が横断しています。

そこで、今回ご説明を行う都市計画になりますが、まず西側の赤枠で囲んでいる箇所について、こちらの県道44号の大島交差点北側、南北方向の道路が、「東浅間大島線」になります。そして、この大島交差点東側の東西方向の道路が、「伊勢原藤沢

線」です。

次に、東側のオレンジ枠で囲んでいる箇所について、国道129号の新吉原入口交差点の西側が、新たに都市計画に定める「伊勢原大神線」になります。そして、この伊勢原大神線が接続する国道129号の「八王子平塚停車場線」と、水色に縁どられた区域が、ツインシティ大神地区の地区計画の区域になります。

それでは、ただいまご説明した都市計画案件に対する主な説明内容です。

1としまして、「上位計画の位置付けについて」、2としまして、「都市計画変更・決定の素案について」、3としまして、「都市計画説明会の概要について」、最後に、4としまして、「今後のスケジュールについて」、ご説明します。

はじめに、「上位計画の位置付けについて」です。今回主に変更・決定を行う都市計画としまして、東浅間大島線と伊勢原大神線については、本市の都市計画の方針である「平塚市都市マスタープラン（第2次）」に、「平塚愛甲石田軸」と「伊勢原大神軸」の位置付けがあります。

これは神奈川県が定める「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すとともに、「ツインシティ整備計画」や「改定・かながわのみちづくり計画」の県の計画とも整合しているものです。

それぞれの計画について概要をご説明します。

ツインシティ整備計画についてです。ツインシティへの道路ネットワークの、新たな道路、一般幹線道路として、縦方向の「平塚愛甲石田軸」と横方向の「伊勢原大神軸」が位置付けられています。縦方向の「平塚愛甲石田軸」は、「さがみ縦貫道路が開通した後の南北方向の道路網を補完するため、国道129号の交通状況を勘案しながら整備の検討を行う。」としております。また、横方向の「伊勢原大神軸」は、「都市間の交通アクセス機能を整理し、整備の検討を行う。」としております。

続いて、平塚市都市マスタープラン（第2次）の「道路の整備方針図」になります。こちらの破線の枠部分を拡大します。赤枠の平塚愛甲石田軸は、「ツインシティ大神地区と平塚駅を結ぶ南北都市軸を補完する東浅間大島線の延伸など南北方向の交通軸の強化を目指します。」としております。また、オレンジ枠の伊勢原大神軸は、「伊勢原市の市街地とツインシティ大神地区を結ぶ（仮称）伊勢原大神軸など東西方向の強化を目指します。」としております。

以上のとおり、いずれの上位計画においても、「東浅間大島線」と「伊勢原大神線」の整備・検討の位置付けがされています。

次に、今回、変更及び決定を行う「都市計画の素案について」、説明いたします。今回の手続きは、東浅間大島線の変更と、伊勢原大神線を新たに都市計画に定めることが、主な説明内容です。そして、関連して、伊勢原藤沢線や八王子平塚停車場線等の区域等の一部を変更いたします。

今回都市計画手続きを行う背景としまして、県央・湘南地域において、高速自動車道の整備やツインシティ大神地区などのまちづくりの進展に伴い、広域的な道路ネットワークの強化が求められております。

東浅間大島線については、南北方向の道路ネットワークである国道129号を補完

する道路として、伊勢原大神線については（仮称）ツインシティ橋と連携して、東西方向の道路ネットワークを強化する道路として、県央・湘南地域の発展に寄与します。ここで、東浅間大島線と伊勢原大神線を事業化していくためには、まずは都市計画に定める必要がありますので、今回手続きを進めていくこととしております。

ここからは、今回手続きを行う案件の変更・決定概要の一覧になります。左から、都市計画の決定権者、都市計画の種類、案件の名称、変更・決定の概要をお示ししています。

神奈川県が決定する都市計画案件としまして、都市計画道路の4案件です。変更・決定の概要としまして、区域変更や、道路幅員の変更、車線の数の設定等を行います。また、平塚市が決定する都市計画案件としましては、地区計画の1案件となります。変更の概要としまして、伊勢原大神線の都市計画決定に併せ、地区施設の区画道路1号を廃止します。

次のスライドでは、案件ごとに図面を用いてご説明します。

まず、3・5・15号東浅間大島線の変更内容をご説明します。当初の都市計画決定は、昭和36年です。

こちらは都市計画の総括図になりますが、まず、位置につきまして、東浅間大島線は、平塚市浅間町地内の郵便局前交差点を起点とし、平塚市大島字枝地内の伊勢原市との行政界を終点とする、全延長：約6,170mの都市計画道路です。

整備状況としまして、大島交差点から南側の区間は現行の都市計画のとおり整備が完了しております。また、大島交差点の北側は未整備の区間となっております。

今回、区域変更を行う範囲は、赤線でお示ししている、大島交差点部の南側から、伊勢原市界までの約1,320mの区間となります。

計画図を用いて、変更内容をご説明します。図面が見づらいため、配布資料と併せてご覧ください。

まず、変更前の区域を黄色の線で示します。次に、変更後の区域を赤色の線で示します。図にお示しのとおり、大島交差点の南側から伊勢原市の行政界までの約1,320mの区間を、線形変更区間としています。

こちらは、道路構造令に基づき、渋田川渡河部の線形の変更と、道路幅員については、現行の12mから14mに変更を行います。

なお、大島交差点の南側においては、今回の変更で、右折レーンを設けることとなるため、最も拡がるところで、道路幅員が15mとなります。

さらに、今回の変更に合わせて、本路線の全区間について、車線の数を2車線と定めます。

こちらは、伊勢原市の行政界までの区域です。変更前の黄色の区域と、変更後の赤色の区域を示します。先ほどと同様、道路幅員の変更となります。

こちらは、横断面図になります。現行の都市計画道路の幅員は、7mの車道と、2.5mの歩道を両側に配置し、全体の幅員が12mとなります。

ここで、今回の変更では、この歩道部について、歩行者及び自転車の通行量から見直しを行い、3.5mの自転車歩行者道を両側に設けることで、全体の幅員を14mに

変更します。

続けて、大島交差点部の南側の横断面図になります。現行の都市計画の幅員12mに対しまして、今回の変更では、右折レーン3.0mを設けるため、最大で15mに拡げる計画となっております。

次に、3・5・17号伊勢原藤沢線の変更内容をご説明します。こちらの都市計画道路も、当初決定が昭和36年になります。

はじめに、位置についてご説明します。平塚市田村地内の寒川町との行政界を起点とし、平塚市大島地内の大島交差点を終点とする、全延長約2,750mの都市計画道路となります。今回、区域変更を行う範囲としましては、赤線でお示ししている、大島交差点の東側の約120mの区間となります。

続いて、計画図です。変更前の区域を黄色線で、変更後の区域を赤色の線で示します。変更内容としまして、東浅間大島線の区域の変更に合わせて、接続する交差点部の円滑な交通を確保するため、伊勢原藤沢線に右折レーンを設けることから、図にお示しのとおり、大島交差点の東側、約120mの区域で道路拡幅を行います。

こちらについても、今回の変更に合わせて、路線の全区間で、車線の数を2車線に定めます。

横断面図になります。大島交差点の東側の交差点部においては、現行の都市計画の幅員、12mに対しまして、今回の変更では、右折レーン3.0mを設けるため、最大で15mに拡げる計画です。

次に、今回新たに都市計画に定める3・5・26号伊勢原大神線の決定内容をご説明します。こちらの道路は伊勢原市とともに、都市計画決定の手続きを行っており、平塚市域の位置としまして、平塚市吉際地内の伊勢原市との行政界を起点とし、平塚市大神七丁目地内の新吉際入口交差点を終点とする、全延長約560mの都市計画道路となります。

続いて、計画図です。決定内容について、国道129号（八王子平塚停車場線）の新吉際入口交差点から西側に、延長約560m、道路幅員14m、車線の数を2車線として、新たに都市計画に定めます。

横断面図になりますが、道路幅員については、東浅間大島線と同様に、車道7mと、両側に自転車歩行者道3.5mを設け、全体の幅員を14mとします。

次に、3・3・3号八王子平塚停車場線の変更内容についてご説明します。

はじめに、位置についてご説明します。平塚市宮松町地内、宮の前交差点を起点とし、平塚市大神八丁目の厚木市との行政界を終点とする、全延長約5,800mの都市計画道路となります。

今回、区域変更を行う範囲は、伊勢原大神線と接続する、新吉際入口の交差点部となります。

続いて、計画図です。変更内容としまして、今回、新たに伊勢原大神線が都市計画決定に合わせて、接続する交差点隅切り部の区域を変更します。

こちらは、国道129号の道路区域との整合を図り、隅切り部分を八王子平塚停車場線の区域に含めるものです。新吉際入口交差点において、青の破線部分を拡大しま

す。現行の都市計画の区域を黄色に表示します。変更後の都市計画の区域は赤色となります。

最後に、地区計画の変更内容についてご説明します。位置については、赤枠で示している、ツインシティ大神地区土地区画整理事業の施行区域が地区計画の区域になります。

続いて、計画図です。水色の枠の範囲は、既に都市計画に定められている、ツインシティ大神地区地区計画の区域の一部を示しております。当該地区においては、黒破線で示している箇所に、今回の変更対象である地区施設、区画道路1号を位置付け、土地区画整理事業にて既に道路の整備がされています。

ここで、今回の変更内容になりますが、伊勢原大神線の都市計画決定に伴い、新たに都市計画道路の区域が定められますが、国の都市計画の指針では、都市計画道路と地区計画の地区施設を重複して定めないこととなっておりますので、今回の都市計画決定に併せて、区画道路1号の廃止を行うものとします。

都市計画変更・決定の素案についての説明は、以上となります。

続きまして、「都市計画説明会の概要について」です。本日も説明の都市計画案件については、本審議会の前に開催した都市計画説明会にて、ご説明させていただいております。開催日としましては、令和5年11月26日の日曜日の14時から、開催場所は、城島公民館1階集会室となります。出席者につきましては、22名の方にご参加いただきました。

続いて、説明会でいただいた質疑と、それに対する回答の主な発言要旨です。東浅間大島線及び伊勢原大神線について、主に事業実施時のご意見・ご質問がありました。

なお、都市計画の変更・決定の内容に対しての反対意見はございませんでした。

主なご意見として、1と2は、「歩道部への植栽帯の計画や、共同溝の設置」に関するご意見がありました。続いて、7は「用水路の機能補償」や、8は「道路排水構造物の雨水処理」に関するご意見がありました。

これらについて、事業予定者である神奈川県平塚土木事務所からは、「詳細設計時に、支障がないように、管理者と協議・調整していく。」旨の回答をされています。

以上が説明会での主な発言要旨、及び説明会の概要となります。

最後に、「今後のスケジュールについて」、説明いたします。こちらが現在想定されている今後の都市計画手続きのスケジュールです。先ほどのご説明のとおり、令和5年11月26日に都市計画説明会を開催しまして、本日、都市計画審議会に報告させていただいております。今後の流れになりますが、東浅間大島線ほか3路線の都市計画道路については、県へ市案の申出を行う予定です。

その後、県素案の閲覧、市の地区計画原案の縦覧を行います。県素案については、併せて公聴会の公述申出の募集をし、公述希望者がいれば公聴会を開催します。

その後、都市計画の案の縦覧を行い、この案について、県や市の都市計画審議会に付議し、最終的に、都市計画変更・決定告示を令和6年度末に行う流れとなります。

手続きの流れは、以上となります。

以上で、「都市計画道路東浅間大島線及び伊勢原大神線等の変更・決定について」

の説明を終わります。

(会 長)

事務局より説明がございました。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委 員)

先ほどのスライドで変更後の幅員の説明があったと思いますが、大島交差点の南側の歩道は3.5mで右折帯も設けられるということでしょうか。

(事務局)

大島交差点の南側は、右折帯は設けますが、歩道側の拡幅はありません。大島交差点の北側の新たに作る場所につきましては、歩道の幅員が3.5mとなります。

(委 員)

国道129号を補完する道路という位置付けですが、今は道路が大島交差点までとなっているので、交通量もそこまで多くないですが、道路が抜けたときの交通量の見込みはどのくらいでしょうか。

心配している部分として、今回、都市計画変更がされてできる道路は、大きな交差点で右折帯ができると思いますが、現行の中で下島の交差点、それから西友がある交差点では右折帯がなく、朝、晩の渋滞がひどい状況です。5年10年先に今右折帯が設けられないと交通量によっては、もっとひどい状況になるのではないかと今回都市決定されるよりも手前に住んでいる人はかなり心配をしています。

(事務局)

縦軸である東浅間大島線の将来交通量としては、1日当たり約9,700台という台数を見込んでおり、横軸の伊勢原大神線については、1日当たり約8,200台を見込んでおります。どちらの道路も1万台の許容がある中での、それを下回る将来交通量での計画となっております。

(委 員)

今回は当然平塚市の部分の説明ですけど、同じような状況で伊勢原市も進めないと平塚市の道路だけ先に完成をして、伊勢原市はこれからとなると中途半端になってしまうと理解をしているんですが、伊勢原市や県の動きはいかがでしょうか。

(事務局)

伊勢原市が行っている手続きの状況については、平塚市と同様9月ごろに地域の方への事前説明を行い、11月下旬ころに都市計画説明会を行い、1月31日の都市計

画審議会にかける予定だと伺っております。いずれにしても、連携をして進めている状況です。

(委員)

そうすると、北に伸びていく道路は、最低でも下落合までは同時進行で道路が整備をされていくという理解で良いですか。

(事務局)

具体的な事業スケジュールにつきましては、都市計画変更した後の詳細設計や測量、用地買収の部分で変わると思います。設計としては、全体で行うものと考えられますが、進め方については伺っておりません。

(委員)

平塚市の予算・政策に関する要望の中で、ツインシティ整備計画における道路2軸である平塚愛甲石田軸と伊勢原大神軸の整備促進と、(仮称)ツインシティ橋の優先整備を掲げて市長へお願いをしているところで、その経過が進んできたということでも嬉しいことだと感じております。

本日は厚木の商工会議所の会頭と話す機会があり、ツインシティのところだけではなく、厚木のインターチェンジがかなり整備されてきた影響もあると思いますが、進出するところが物流の拠点が多く、各市としては、固定資産税が入るということで、嬉しいことなんです。道路関係からすると、予想以上に交通量が多くなるのではないかと考えています。

これからいろいろな段階を進むにつれ、今予想している推定の交通量があると思いますが、見込みの数よりもトラックの台数が増えるのではないかと経済界としまして、困ることが起きるのではないかと声をいただいているところでございます。

どこかが詰まってしまうと平塚でも渋滞が起こってしまうことを平塚の企業は危惧していますので、伊勢原市だけでなく、寒川町や厚木市などと調整して進めていただければと思います。

(事務局)

広域的なネットワークがありますので、神奈川県や隣接の市町村とは引き続きデータを含め、共有して進めていきたいと思っております。

(会長)

歩道部分を2.5mから自転車歩行者道として3.5mに広げるといふ平塚にとって素晴らしいことだと思いますが、右折帯を作ると歩道は2.5mに戻ってしまう。交差点にも自転車は走ってくるので、本来ここも3.5mにするべきと思いますが、なぜ2.5mなのでしょう。

(事務局)

大島交差点より南側の歩道部分は2.5mのままで、新たに作る北側の歩道部分に関しては、交差点の歩道部分も3.5mとなります。

(会 長)

南側の歩道部分も3.5mにすることはできないのですか。

(事務局)

神奈川県の実業計画になりますが、南側の歩道部分に関しては、2.5mの計画となっております。

(会 長)

平塚は自転車が非常に走るまちだと思いますし、自転車にやさしいまちと言っていると思うんですけど、そういう部分をしっかりやらないということは自転車に対して、配慮がないということ感じます。道路はネットワークだと言っていて、自転車交通が増えてくると思うんですけど、車はよくなるけど、自転車はそこまでとそういう姿勢が表れていると思いますが、どうでしょう。

新たに作る場所だけでなく、既存にある大事な部分をやらないと今後結構大きな影響を与えるのではないのでしょうか。その部分は県のほうに伝えた方がいいと思います。

(事務局)

南側について、交差点部はどうしても右折車線を設けるために拡げる必要があり、歩道部分については、既存の2.5mに合わせたといったところだと思います。

実際の事業の部分につきましては、神奈川県との調整が必要となってくると思いますので、このようなご意見をいただいたことを神奈川県にお伝えいたします。

(会 長)

ぜひ、調整したうえでの報告を頂きたいです。

(会 長)

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事(2)報告案件の2つ目であり、「都市計画下水道相模川流域下水道寒川平塚幹線の変更について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「都市計画下水道相模川流域下水道寒川平塚幹線の変更について」、ご説明します。

こちらが本日の説明内容です。1としまして、「相模川流域下水道寒川平塚幹線の変更概要について」、2としまして、「都市計画説明会の概要について」最後に、3としまして、「今後のスケジュールについて」説明します。

はじめに、「相模川流域下水道 寒川平塚幹線の変更概要について」です。

まず、相模川流域下水道について、ご説明します。相模川流域下水道の処理区は、相模川の流れに沿って、上流から下流側を見たときに、右側を右岸、左側を左岸と呼んでおります。行政で言うと平塚市や厚木市などが右岸側となり、茅ヶ崎市や寒川町などが左岸側になります。

また、下水の処理を担う終末処理場としては、右岸側、平塚市四之宮に「四之宮水再生センター」、左岸側、茅ヶ崎市柳島に「柳島水再生センター」があります。各自治体から流域下水道幹線を流れてきた下水については、この2か所の処理場にて、1年中365日24時間体制で処理を行っております。

そして、こちらの図上、赤色の線で、示しているのが「寒川平塚幹線」です。

続いて、寒川平塚幹線について説明します。寒川平塚幹線は、相模川を挟んで寒川町一之宮を通る左岸幹線と、平塚市四之宮の水再生センターを結ぶ計画となっております。

これにより、右岸側の水を左岸、寒川側に送ることや、逆に左岸側の水を右岸、平塚側に送ることも可能となり、大規模地震時等による災害時や施設改修時において、相互融通機能が確保されることとなります。この機能を図ることが、この事業の目的とするところであり、延長約1.5km、管径、内径で2,000mmの幹線となっております。

また、今回の変更内容である寒川平塚幹線について、神奈川県計画における位置付けを説明します。

まず、「かながわ都市マスタープラン」についてです。令和3年3月に改定した本計画のうち「災害に強い下水道の整備」において、「被災時のバックアップ機能を確保するためのネットワーク化などについて取り組みます。」として位置づけています。

次に、「相模川流域別下水道整備総合計画」についてです。平成28年3月に改定した本計画のうち「中期的な整備方針」において、「連絡幹線の整備による処理場のネットワーク化」として、寒川平塚幹線の整備を位置付けています。

次に寒川平塚幹線の変更概要を説明します。お手元の配布資料の変更概要図を併せてご覧ください。

こちらの図上、黒色の破線で示しているルートが現行の計画、赤色で示しているルートが、変更（案）の計画です。寒川平塚幹線は、平成21年2月に神奈川県により都市計画決定しましたが、その後、事業者である神奈川県により、事業実施に向けた詳細な検討を行った結果、計画に変更が生じたため、今回、都市計画変更を行います。右岸側である平塚側においては、四之宮水再生センター内の施設配置の変更があったことから、施工効率の向上の観点より施工方法を改めて検討した結果、寒川平塚幹線を施工上可能な最短ルートとするため、起点とルートの一部を変更する計画としております。

なお、この計画変更により、当初水再生センター外に予定していた施工ヤードが不要となり、周辺環境への影響が低減されます。

また、左岸側である寒川町側では、寒川平塚幹線が接続する左岸幹線において、作業員の安全性の確保や交通への影響などを踏まえ、接続に係る施工方法を改めて検討した結果、接続位置を約170m北側に変更し、既設人孔を活用して接続する計画としております。

続きまして、計画断面図です。こちらは平塚側、寒川側におけるそれぞれの代表地点での寒川平塚幹線が通る深さを示した図になります。それぞれ右岸側、平塚市道の下は深さ約15m、左岸側、産業道路の下は約14mのところを寒川平塚幹線が通る計画となっております。

こちらは、右岸、平塚市側の航空写真です。平塚市側から寒川町側を撮影しているものです。赤色破線で示しているのが、寒川平塚幹線が通るルートの概略です。実際の工事としては、四之宮水再生センター場内からシールド工法という工事方法により相模川の下をとおり、寒川町側へ進む計画です。

また、寒川町側では、寒川町の道路の下をとおり、工業団地入口交差点で県道の下となり、そこから北側に進み、既設人孔に接続するという計画です。こちらは、今回都市計画変更を予定している、寒川平塚幹線の計画図の案になります。

都市計画に定める位置についてご説明します。黄色の線が、変更前のルートであり、起点を平塚市四之宮四丁目とし、終点を高座郡寒川町田端とします。次に赤色の線が、変更後のルートであり、図の左の平塚市側の起点、図の右の寒川町側の終点において、黄色で示したルートから、赤色で示したルートに変更する計画です。終点については、高座郡寒川町一之宮七丁目に変更します。

次に、「都市計画説明会の概要について」です。開催日としましては、令和5年12月17日の日曜日の14時から、四之宮ふれあいセンター1階大会議室にて開催いたしました。出席者につきましては、11名の方にご参加いただきました。

続いて、説明会でいただいた質疑と、それに対する回答の主な発言要旨です。寒川平塚幹線の運用面での確認や、環境対策への配慮に関するご意見がありました。

なお、都市計画の変更内容に対しての反対意見はございませんでした。

まず、1から4について、運用面へのご意見をまとめますと、「寒川平塚幹線の相互融通機能に関して、災害時や施設改修時での運用以外に、常時の運用を行う場合には、相模川流域下水道右岸処理場環境対策事務連絡会の場で事前に連絡してもらいたい。」といったご意見になります。

こちらに対しまして、事業者である神奈川県流域下水道整備事務所から、「災害時や施設改築時の相互融通が基本となるが、常時の運用をする場面があった場合には、調整をさせていただきたい。」との回答をされています。

5と6になりますが、処理場の耐震工事の状況や、現在の処理場の分散化への考え方について、ご質問がございました。

最後に、出席者の方から「今行っている環境対策に重点を置いて、力をいれてもらいたい。」とのご意見がございました。

説明会での主な発言要旨のご説明は以上となります。

最後に、「今後のスケジュールについて」です。こちらは現在想定されている、今後の都市計画手続きのスケジュールです。本計画は神奈川県が決定する都市計画変更の案件となります。先ほどのご説明のとおり、まず、令和5年12月17日に都市計画説明会を開催しまして、本日、都市計画審議会に報告させていただいております。

今後の流れとなりますが、今回お示しさせていただいた都市計画の変更内容については、県の素案として取りまとめられます。

その後、県及び市にて素案の閲覧を行い、併せて公聴会の公述申出の募集をし、公述希望者がいれば公聴会を開催します。

その後は、都市計画案の法定縦覧等を行い、最終的には令和6年度中の告示を目指して調整を進めております。

以上で「都市計画下水道相模川流域下水道寒川平塚幹線の変更について」の説明を終わります。

(会 長)

事務局より説明がございました。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(会 長)

よろしいでしょうか。では、全体を通して、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

(委 員)

ここにいられる委員の皆さんは男性しかいませんので、男性の意見となってしまっていると思います。女性の委員に参加していただいた方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

平塚市でも市民委員等の女性の委員の割合を上げるという取り組みを行っております。都市計画審議会につきましては、各諸団体のほうに委員の推薦をお願いしております。その中で、女性の選出もお願いをしながら、各諸団体の中で選出いただくという形となっております。必ずしも女性でなければならないといった限定的なお願いを市からは難しいので、ご選出いただいた中で、会議を開催するという形になります。

(会 長)

前回の市民委員の方は女性の方でしたし、商工会議所の副会頭の方も女性がいますので、少しずつ増えてはいると思います。

(会 長)

では、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。宜しくお願いいたします。

【審議会閉会】 16時45分